

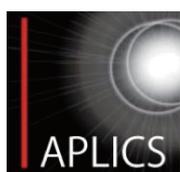
新PL研究 7号

The Journal of New Product Liability
No.7 2022

PL 研究学会 2021 年度第 2 回 法律体系研究部会講演録
製造物責任法における「欠陥」とその「証明」の再検討
——製造物責任法施行後の判例法を踏まえて——

平野裕之

慶應義塾大学法科大学院教授



一般社団法人 PL研究学会

Association for Product Liability & Consumer Safety Studies
Since April 1st.2015

aplics.org

PL 研究学会 2021 年度第 2 回 法律体系研究部会講演録

製造物責任法における「欠陥」とその「証明」の再検討

——製造物責任法施行後の判例法を踏まえて——

平野裕之

慶應義塾大学法科大学院教授

I はじめに

今回の講演は、2021 年 11 月に慶應義塾大学出版会より出版した拙著『製造物責任法の論点と解釈』（以下、本書という）について、著者が自らその内容を解説するものです。製造物責任法施行後 26 年が経過し、相当数の判例の蓄積があり、これを分析したのが本書です。研究対象は、「欠陥」の意義、欠陥ならびに因果関係についての「証明責任」になります（以下、本稿において頁数だけで引用しているのはすべて本書の頁数です）。

2022 年 2 月 25 日に開催された一般社団法人 PL 研究学会の法律体系研究部会の講演に関し、同学会の大羽会長からの依頼があり、その内容をここに取り纏めました。

II 欠陥について

1 製造物責任法制定による変更点

製造物責任法制定前は、製造物責任は民法 709 条また同 715 条 1 項により規律され、製造者またその従業員の過失が要件になり、被害者がこれを証明しなければなりませんでしたが、製造物責任法は、無過失責任を導入しました。また、法人の活動は自然人により運用され、過失責任では自然人の過失「行為」を問題とし、かつそれを被害者が証明する必要がありました。この点はどう解決されたのでしょうか。製造物責任法 3 条では、欠陥製品を「製造……し……引き渡した」ことを不法行為としています。無過失責任でも不法行為が要件になります。この点、製造物責任の主体は、製造者ではなく「製造業者等」即ち「業として製造、加工又は輸入した者」とされています（法 2 条 3 項 1 号）。例えば、A レストランで、料理人 B の過失により料理に異物が混入した場合、A が個人事業者であろうと法人であろうと、A が「製造業者」になり、製造物責任を負います。無過失責任であることから、自然人の過失「行為」は不要であり、法人も含めてその事業活動としての製造販売を問題にできるようになりました。

2 「欠陥」とは

製造物責任法は欠陥を要件として明記しました。「過失に代わって欠陥が要件にされた」ではありません。欠陥という要件は、無過失責任だから改正法で初めて必要になった要件ではなく、製造物責任法は欠陥の定義を明記したに過ぎません。「欠陥」とは、法の禁止・命令にかかわる「違法性」要件であり、過失責任・無過失責任を問わずにあてはまり、製造物責任法制定前後で、欠陥が要件となることまたその内容には変更はありません。

①設計欠陥及び製造欠陥は、そのような危険のある製品を製造販売してはならない義務の違反（結果債務の違反に等しい）であり、危険を指示警告しても製造販売は許されません。②他方で、指示警告欠陥は、指示警告をしないで製品を製造販売することが禁止される場合です。過失は不要なので、指示警告すべき危険が予見できることは必要ではありません。これも、設計欠陥型の指示警告欠陥（焼却炉の蓋を開けると炎が吹き出すので開けないよう警告 [69 頁]）と製造欠陥型の指示警告欠陥（骨片のついたベーコンビッツが残存している可能性があるので注意して食するよう警告 [19 頁]）とが考えられます（ベーコンビッツの事件は、その後、控訴審判決として東京高判令 2・1・15 判時 2511 号 67 頁が出され、指示警告欠陥が否定され請求が棄却されています）。

3 欠陥についての若干の分析

(1) 製品の許される危険か許されない危険か

食品は絶対に安全でなければならないというのは誇張にすぎず、本来あるべきではない有害物質や異物が入っているはいけません、食品自体の形状等（餅が喉に詰まる、せんべいが堅い [21 頁]）や性質（コーヒーにカフェイン含まれる）につき、なんら危険がないということ

はありません。

超辛い食品を食べて体調を崩したといった場合であっても、辛いもの好きの者もいるので、指示警告して製造販売することは許されます。例えばこんにやくゼリーでは（19 頁）、幼児に与えないで下さいという指示警告をすれば良く、でないと全て幼児用の歯ごたえのない柔らかいこんにやくゼリーになり、大人の楽しみが奪われてしまいます。危険があっても、その製品を欲する消費者の利益（幸福追求権）の保障も必要です。指示警告欠陥への緩和は、有用性がある製品やアレルギー等が問題になる製品に限られません。

設計や製造管理により危険を防止できても、それにより製作費用がかかり価格が上がります。より安全な製品が可能な場合に、一番安全な製品を基準にすると、最高の安全で高額な製品ばかりになってしまいます。しかし、安全を優先して高い製品を買うか、安全はある程度自分で守る代わりに、より安い製品を買うか、市民の選択の自由も保障すべきです。ただし、指示警告が必要になる場合も考えられます。

(2) 誤用・濫用について（通常使用かどうか）

誤用・濫用に対する製品の安全対策が必要な場合も、安全性確保の方法が、①誤用・濫用をできないような設計の製品の製造販売を義務づけるか、②誤用に対して指示警告をして製造販売をすることを認めるかは、危険の頻度・程度、防止費用等を総合的に考慮して決められます。以下の判例は概ね妥当な解決です。

①芝刈り機で芝が詰まって動かなくなり、使用者がスイッチを入れたまま取り除こうとして刃が回転して負傷した事例では欠陥が否定されました（94 頁）。簡易携帯式ライターによりポケットが燃えた事例で、繰り返しポケットに出し入れして繊維やほこりがたまり残り火となり出火の原因になったものですが、欠陥が否定されています（55 頁）。骨折した者のための骨接合プレートが破損した事例で、プレートは

ある程度柔軟性が必要なため強度には限界があり、そのために三角巾で固定すべきなのに、使用者が三角巾を外して生活していたことが原因であるとして、欠陥が否定されています (79 頁)。収納ボックスに子供が入って外から鍵がかかり (原因不明) 窒息死した事例も、欠陥が否定されています (96 頁)。

②他方で、工場の裁断機で、製品が崩れたのでスイッチを切らずに取り除こうとして従業員が負傷した事例では、原審判決は欠陥を否定しましたが (74 頁)、控訴審判決は欠陥を肯定しました (63 頁)。製品の製造ラインを止めずにこのような行為にでることは通常使用の範囲内とされました。同様に、資源分別機械で、従業員がローラーに付着したスチール缶を取り除こうとして、作動したまま手を入れて負傷した場合にも、欠陥が認められています (63 頁)。

製造物責任についても、過失相殺 (民法 722 条 2 項) が適用されます。欠陥といえるかどうか微妙な事例も、過失相殺をすることで欠陥を緩やかに認定することが可能になります。過失相殺を重過失に限定する必要はありません。また、素因減額も認められます (あまめしばによる閉塞性細気管支炎 [14 頁])。ただし、アレルギーの者に特に指示警告が必要な製品については、事例の性質上、素因減額を認めるべきではありません。

4 欠陥についての改正の要否

欠陥の定義につき、製造物責任法 2 条 2 項は「通常有すべき安全性を欠いている」と規定しました。基準については、製造物責任法は事業者も救済の対象になっているため、消費者期待基準を明記していませんが、専門事業者が使用するか、消費者が使用するか、製品により基準は柔軟に異なって運用されるべきです。また、製造物責任法は、①当該製造物の特性、②その通常予見される使用形態、③製造業者等が当該製造物を引き渡した時期の 3 つを列挙した上で、④その他の当該製造物に係る事情を

補充的に掲げています (法 2 条 2 項)。重要なのは、①と②であり、通常の事例はほぼこの 2 つを中心として社会通念により決せられます。

現行法の規定では欠陥が認められなかった事例が、改正すれば被害者が救済されるのでしょうか。裁判官は、ある事例を救済すべきかどうか「結論」を先ず考えて、後付けで条文に根拠づけるものです。これは、中世ローマ法学以来の法学と神学に共通の特徴的なレトリックであり——中世ローマ法学最高の学者バルトルスは事案の結論を考え、弟子にローマ法から適当な条文を探させました——、条文による根拠付けは後付けにすぎません。

同じ事例でも、ある裁判官の欠陥の評価が分かれることはありえます。裁判官によってゴールポストは異なり、結論は決まっているので、法律を改正しても結論が変わることは期待できません。いたずらに改正をして混乱させるのではなく、製品ごとに妥当な判例を取捨選択して辞書的に整理をする方が賢明です。

III 欠陥などの証明について

1 推定規定は置かれなかった

(1) 製造物責任法における原告の証明責任

製造物責任法 3 条本文からは、被害者が証明すべき要件事実は、①「製造業者等」が、②「製造物」を、③「製造、加工、輸入又は前条第 3 項第 2 号若しくは第 3 号の氏名等の表示をし」、④これを「引き渡し」、⑤その製造物に「欠陥」があり、⑥その欠陥が引渡時に存在していたこと、⑦欠陥により「他人の生命、身体又は財産を侵害した」こととなります。法律上の推定規定がないため、これらの要件事実が 1 つでも「真偽不明」(non liquet) とされれば——欠陥があるかないかいずれも証明できないだけでなく、いずれの事実上の推定も認められない場合——、製造物責任は認められません。

(2) 立法の際には推定規定の立法提案がなされた

實際上問題になるのは、⑤の欠陥の証明と、⑥の引渡時の欠陥の存在、また、⑦の欠陥により事故が生じて損害を受けたこと(因果関係)です。立法に際しては、高度に専門化された機械製品や、高度な科学技術が組み込まれた製品につき、どこにどのような欠陥があり、また、どのようにして事故が発生したのかその正確な機序を明らかにすることは難しく、推定規定を置くことが提案されました。

すなわち、①事故時における製品の欠陥の存在につき、a 適正使用、及び、b 適正に使用していたならば通常生じない損害が発生したことにより推定する提案、②欠陥の製品引渡時における存在につき、引渡時から相当期間(製品によって異なる)内に認定された欠陥は、引渡し当初からあったものと推定する提案、③欠陥による事故であること(因果関係)につき、a 製品を適切に使用していたのに、b 欠陥により生ずべ

き損害と同一の損害が生じたことを証明することにより推定をする提案が行われました。

以上の事実が真偽不明の場合に、法律の推定規定がなければ、被害者は賠償を受けられません。ところが、法律上の推定規定を置くと、真偽不明であるのに、被告側で推定を揺るがす証明をしない限り、賠償を義務づけられることとなります。この場合、責任要件の充足が不明なのに製造者に賠償責任を負わせるため、①そのような規定の合理的な必要性があり(必要性)、②推定のための要件が納得のいくものでありまた明確になっていることが必要となります(許容性)。この点、製造者の了解を得られず、推定規定の導入は断念されました。

2 総論的確認

(1) 証明についての最高裁判決

東大病院ルンバール事件判決(最判昭 50・10・24 民集 29 卷 9 号 1417 頁)は、因果関係の証明について注目される判示をしています。①一点の疑義も許されない自然科学的証明は必要ではない、②経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することが必要、③その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることが必要とされました。

同判決は、事案へのあてはめとして、①X の病状が一貫して軽快しつつある段階にあった、②本件ルンバール実施後 15 分ないし 20 分を経て突然に発生した、③化膿性髄膜炎が再燃する蓋然性は通常低い、そして、④当時これが再燃するような他の特別の事情も認められなかったことから、「他に特段の事情が認められなかり、経験則上本件発作とその後の病変の原因は脳出血であり、これが本件ルンバールに因って発生した」と因果関係の証明を認めました。

確信を持つまでの「高度の蓋然性」が証明の

ためには必要とされ、学説により、証明度を、証拠の優越で良いとするなど軽減する提案がなされていますが、判例が認めることを期待できません。その代わり、実質的に証明度の軽減のために、事実上の推定、概括的推定や選択的推定等が認められています。

(2) 欠陥の証明が容易ではない

「欠陥」は、ポップコーンに不発コーンが入っていた(23頁)、せんべいに堅い部分があった(21頁)、骨片のついたベーコンビッツが惣菜の中に含まれていた(17頁)といった事実に対してなされる「法的評価」であり、規範的要件です。欠陥という評価を基礎づける評価根拠事実(欠陥根拠事実)が、証明や推定の対象になります。製造欠陥は、個別的に欠陥の存在を証明しなければならないため、製品が焼損したりして製品が残っていない場合には、欠陥の証明は困難になります。特に、複雑な機械製品、高度な化学製品では、正確な機序の解明は難しいものとなります。

他方で、設計欠陥の場合には、同型製品の検査ができるので、欠陥の証明は容易です。証明ではむしろ、欠陥により事故が生じたという因果関係が争われることとなります。例えば、フード付きダウンジャケットの紐が、欠陥と評価できるとしても(123頁)、原告は手に引っかけて外れた弾みで紐の先端部分が右目に当たったという事実を証明しなければなりません。複雑な機械製品、高度な化学製品では、正確な機序の解明まで要求するのは不能を強いるに等しいことは、因果関係の証明でも同じです。

3 欠陥の証明について

(1) 欠陥の事実上の推定

(a) 欠陥の事実上の推定を基礎づける事実

欠陥を証明できなくても、事実上の推定により欠陥を推認することができます。判例を分析すると、欠陥の推定を根拠づける事実、①製

品を使用していて損害を被ったこと(損害の製品起因性)、②通常使用をしていたのに損害を被ったこと(通常使用)になります。これに対して、製造者側が、③それ以外の外的要因によることを争うこととなります(例えば、布団乾燥機による火災の事例[290頁])。石けんの事例では(茶のしずく)、化粧品の使用により消費者に異常が生じたことから、直ちに通常有すべき安全性を欠いていると認めるべき経験則はないといわれます(352頁)。

①②が証明できれば、欠陥が事実上推定されます。携帯電話をポケットに入れてこたつで寝込んで熱傷を負った事例で、「通常の用法によって使用していたにもかかわらず、身体・財産に被害を及ぼす異常が発生したことを主張・立証することで、欠陥の主張・立証としては足りる」といわれます(321頁)。エアバックが何も衝撃がないのに作動した事例で、製造者は欠陥ではなく他の原因によることを主張しましたが退けられました。欠陥以外の原因を主張するのは、製造者の常ですが退けられた事例は多くあります(バイクのエンジンの走行中のロック[327頁])。

(b) 公害や医療過誤の判例が参考にされた

機械製品や化学製品では、被害発生メカニズムを証明するのは至難の業です。東大病院リンパル事件についての、科学的な完璧な証明までは要求はされないということが、製造物責任訴訟でも援用されます。また、医療過誤や公害事件において被害者救済のために認められている、事実上の推定、概括的ないし選択的推定(推認)、相当程度の可能性の証明、一応説明が可能な程度での証明などが、製造物責任訴訟でも採用されており、この点は被害者救済を大きく前進させました。

例えば自動販売機からの出火につき、「何らかの出火につながる欠陥」があったという概括的証明で足りるとされています(299頁[結論としては、放火の可能性が捨てきれないので欠陥の証明は認めない])。因果関係の証明につ

き、例えば、自転車のサスペンションの分離の事例では、転倒の原因がサスペンションの分離であることが主張立証されればよく (343 頁)、分離に至る詳細な科学的機序、構造上の不具合まで主張立証する必要はないとされました。このような説明をする製造物責任判例は多いです。

(c) 前提事実も事実上の推定により認定できる

欠陥を推定させる前提事実(a)①②の事実が存在する「相当程度の可能性」の証明をし、これらを事実上推定させて、この事実に基づいて欠陥を事実上推定するという、二重の推定を働かせることができます。東大病院ルンバール事件判決が、①時間的接着性、②他原因が想定できないことから、因果関係の証明を認めたように、製品使用との時間的関連性と他に原因が考えられないことから、製品起因性を推認する判例が多くあります。養殖池の磁気活水器による養殖魚の死滅事例では、使用後に被害が発生し、使用していない別の池には何も問題がないことなどから、活水器が原因と推定しました (333 頁)。美容機器を使用してから水ぶくれができたことから、機械が原因と推認しています (334 頁)。石けんによるアレルギー (352 頁) も同様ですが (あまめしばでは、疫学的因果関係まで持ち出す [360 頁])、化粧品などの事例では欠陥の証明が認められない事例が見られます (353 頁)。電気ストーブからの有害物質の事例では、原審は欠陥を認めませんでした、控訴審は欠陥を認めています (355 頁以下)。実際には、消防署の報告書、専門機関の調査報告書、専門家の鑑定意見書等が、重要な資料として大きく考慮されています。

(d) 原告の証言が採用される傾向にある

オレンジジュースにガラス片のような異物が入っていた (15 頁)、鯖の焼き魚定食に異物が入っていた (23 頁) という場合は、欠陥の有無は原告の証言に大きく依拠します。現物が残っていなければ、本人の証言とあらゆる状況

証拠とを動員し、一緒に食事していた同僚の証言、すぐに病院に行った診断結果などが活用されます。反社会性力関係者など心証を悪くする人的事情がない限り——本人の主張が二転三転しているような場合も、本人の主張は信頼できないとして退けられる——、あきれるくらいあっさり原告の証言が認められています。自転車の転倒事故なども、事故自体は本人の主張どおりに認められ、それが欠陥によるのかどうか争われました (341 頁以下)。これらの関連事実については、被告が「否認」ではなく「不知」に止めることが大きいのかもかもしれません。

(2) 被告側の争い方

(a) 製品起因性を争う

まず、被告は欠陥を争うことが考えられ (欠陥かどうかの法的評価を争うことは別問題)、その前提事実である製品起因性を争うこととなります。ファンヒーターからの出火につき、ヒーターの前のスプレー缶が破裂したため火災になった「可能性もあながち否定できない」として、ヒーターからの出火とは認められませんでした (316 頁)。自動販売機につき放火の可能性が捨てきれないとされ (299 頁)、テレビにつき子供の火遊びの可能性があることから (56 頁)、テレビからの発火という主張が退けられました。超音波前立腺治療装置が故障し停止したのにハイフ (超音波) の照射が続けられたため負傷したと主張された事例では、故障により当然に照射も停止していた、負傷は他の機会の治療による可能性があるとして、欠陥が認められませんでした (335 頁)。

製造者側は別の原因によることを主張するのが常ですが、退けられることが多く、例えば、業務用冷凍庫の火災では、頑丈な冷凍庫が外部から燃えることは考えられないことなどから、放火等のその他の原因の主張は退けられました (296 頁)。

(b) 誤使用であると争う

製品起因性が認められても、誤使用が原因であり製品には欠陥はないと争われます。エンジンからの出火事例で、エンジンを吹かし続けたのが原因 (309 頁以下)、ストーブからの火災につき、ガソリンを入れたことが原因 (同 316 頁) と認定されています。フォークリフトからの出火事例につき、海水がかかる状況で使用したことが原因とされ (同 310 頁)、折りたたみ式テーブル付きチェアが倒壊した事例で、ちゃんと設置していなかったことが原因と推認されています (350 頁)。トレーニング機器の固定用のピンが外れて負傷した事例でも、固定していれば事故は起きえないため欠陥がなかったと認められています (95 頁)。エアバッグが不適切な作動をしたと主張された事例で、エアバッグが通常通りに展開したことをうかがわせる事情があり (ECUに残された信号)、シートベルトをしていなかったことが負傷の原因と認められています (329 頁)。家庭用人工呼吸器につき、患者の家族がアラームを無視し続けたのが原因であるとして、欠陥が否定されています (340 頁)。

4 欠陥の引渡時における存在の証明

(1) 欠陥は出荷時に存在していたことが必要

その製品に欠陥があったことが証明できても、それが出荷時に存在したことが必要であり、これも原告が証明責任を負います。鯖の焼き魚定食の事例では、定食屋ではなくこれに材料を提供したメーカーの定食屋に対する製造物責任が問題となり、原因は不明なまま、出荷時に異物が入っていたとは認められないとされました (368 頁)。他のメーカーの食材を提供した可能性があるとも付け加えています。そもそも製造段階でしか生じ得ない性質の欠陥では争う余地はなく、例えばバルブや風呂の排気筒のばりは製作時にできるものです (330 頁)。

判例を見ると、①相当期間 (製品により違う) 内に欠陥が認められ、かつ、②その期間におけ

る通常使用により、当初から欠陥は存在したものと推定しています。食品の素材については、それを使用して食品を作ったり、客に提供するまでの管理が悪かったりする可能性があります。輸入マッシュルーム (364 頁)、輸入オリーブ (365 頁) は、他の業者でも同様の被害があることや、検出されたボツリヌス菌が日本では検出されていないことなどから、当初から欠陥があったものと認められています。他方、輸入馬肉の事例では当初からの汚染が認められませんでした (367 頁)。足場台のゆがみ (変形) について、初期不整があり、補強金具に不具合があったことが、変形の「原因である蓋然性が高い」と認められました (426 頁)。

本人の証言が採用されやすいのは、通常使用についても同様です。機械などでは、使用期間が経過すればするほど、管理ミスの可能性が高まりますが、エアコン室外機などいわば使用の自由度が限定される機械については、通常使用が簡単に推定されています。ノートパソコンからの発火事例では (297 頁)、原告が業務用に携帯して使用しており、適正な使用方法で使用していたと認め、パソコンの本来の使用目的とは異なる使用方法や不適切な管理をしていたと認めるに足りる証拠はないと、引渡時の欠陥の存在を推認しています。足場台のゆがみについて、「形状からして」「通常の用法以外の方法で使用されることがにわかに考え難い」、原告が通常の用法で使用していたと供述しており「特段この供述ないし陳述の信憑性を疑うに足りる証拠もない」と認めています (427 頁)。

(2) 被告は推定を揺るがせばよい

このように相当期間内でありその期間内の通常使用という事実から、出荷時の欠陥の存在が事実上推定され、被告は、引渡時に欠陥はなかった事実の証明は必要ではなく、事実上の推定的前提事実 (3 (1)(a)の①②の証明を疑わしいものとするれば足りる。②の通常使用については、異常な使用がされたこと自体を証明する必要は

なく、それを疑わせる事実を証明すれば足りません。しかし、被害者側の事情であり、原則として通常使用を経験則により推定されると、製造者がこれを揺るがすことはかなり難しいですが、これに製造者が成功した事例もあります。

二輪車のシフトペダル操作部の先端部分の走行中における脱落事故につき、走行距離が5千数百キロメートルに達していたこと、原告が日頃から暴走運転をしていたことから、販売時に緩んだ状態であったことは認められませんでした(330頁)。クレーンの取り付けボルトの欠損につき、過剰使用であったことが認められ(過負荷を知らせるブザーや警告表示が出ていたのに無視して使用し続けた)、欠陥が否定されています(338頁)——同型製品で他に事故は起きていない事実の存在も大きい——。部品(電磁弁)が問題になった事例で、低温ブライン循環装置に設置され耐久性を遙かに超える状態で使用されていたため、また、耐久性能についても記載されていたため欠陥が否定されています(338頁)。電気カーペットからの火災で(5年以上使用)、断線部からの火災と認定しつつ、それが製造過程で生じたというよりも、使用中に外的圧力により生じた「可能性が高い」として、引渡時から欠陥があったと推認できないとされています(299頁)。

5 因果関係の証明

出荷時の欠陥まで認められても、製造者は、欠陥が原因ではなく別の原因によることを争うことが考えられます。製造者は、欠陥を争い、欠陥と認められるとしても別の原因を主張するのが常です(高度さらし粉(化学物質NA-125、FSR-80)からの発火では、燃料油タンクの空だきが火災の原因と争われました(359頁))。

判例では、因果関係の事実上の推定が認められるためには、①その製品を使用していたこと、②その被害は、本件製品の欠陥による被害に特徴的なものであること、③その被害を生じ

させる他の原因が考えられないこと(特段の事実)、④その他の事情が問題とされています。原告は①②を中心に主張立証を行ない、製造者側は、①②を争うと共に、③の別原因を積極的に主張立証することになります。原告が①②を証明——これらの存在も事実上の推定が可能——すれば、因果関係の事実上の推定が認められます。

フード付きダウンジャケットの紐が跳ね返って顔面を直撃する危険があっても、それで目を負傷したことの証明が更に必要になります。すぐに原告が区の消費生活センターに相談に行ったこと、医師の診断書により、まさにフードの紐の先端が目にあたれば生じうる特徴的な被害を受けたこと等から因果関係が認められています(349頁)。石けん(茶のしずく)についても、日常的に洗顔に使用しており、本件成分に特徴的なアレルギー症状であることから、因果関係が認められています(430頁)。有害な化学物質が出る電気ストーブにつき、連日直近に置いて換気もせず使用していたことから、ストーブとの因果関係が認められています(356頁)。

製造者としては、因果関係自体を否定する証明までは必要ではなく、事実上の推定の前提事実たる3(1)の①②を揺るがせば足りません。①は原告の主張を簡単に裁判所が認める傾向にあるので、これを覆すのは難しく、②も診断書等が虚偽であることを疑わせる事情でもないと思われ、疑わせしめるのは難しいことになります。③は、原告側の事情であり、被告がその存在を疑わせる事情の存在を証明するまたは推定させることは困難です。このように、製品の欠陥、そして、欠陥により生じる特徴的な損害(ないし事故)の発生が証明されると、被告側が因果関係を覆すのは相当難しいことになります。原告が寝ても勝てるというものではなく、相当の費用と時間と努力が必要になるものの、救済されるべき被害者が負ける事例は無視できないほどに多くはないと思われれます。

6 推定規定を導入すべきか

(1) 法律上の推定規定を置く意義

真偽不明の場合、①法律上の推定がなければ、欠陥等の要件事実は認められず（製造物責任否定）、②他方、法律上の推定があると、欠陥等の要件事実があるものと推定されることとなります（製造物責任肯定）。法律上の推定は、事実上の推定を認めることができない事例の被害者を救済する点に意義があります。法律上の推定を規定するのであれば、事実上の推定の前提事実と同じでは意味がありません。

事実上の推定と法律上の推定とでは、推定の効果については、大きな差はありません。被告は、①推定の対象たる事実自体の推定を争う場合に、②事実上の推定ではこれを揺るがせば足りませんが、③法律上の推定ではそれでは足りず、例えば欠陥ではなく別原因であることを証明か相当程度の蓋然性の証明により事実上推定させることが必要になります。④また、被告は推定の前提事実の証明を争うこともできます。前提事実を疑わせしめれば、前提事実の証明が認められず、前提事実による推定が働かなくなるとして、これを阻止できます。この点はいずれの推定かで変わりはありません。法律上の推定でも、その要件たる前提事実は推定されず、原告に証明責任があるからです。

間接事実（例えば子供の火遊びによる火災）について「証明」（高度の蓋然性の証明）は必要ではなく、それを基礎づける状況証拠（子供らが日頃からマッチなどで遊んでいた、ストーブのまわりにライターが落ちていた等）の証明の積み重ねにより、間接事実について「相当程度の蓋然性」を証明すれば足りる。ところが、エアコン室外機事件控訴審判決は、欠陥及び因果関係の存在が推認される場合には、「推認（事実上の推定）を覆すに足りる立証（間接反証）をしない限り、製造業者等は損害賠償責任を免れない」と述べています（286頁）。し

かし、間接事実の「証明」が必要というのはいきり過ぎです。事実上の推定では原告の推定を揺るがせばよく、法律上の推定でも、推定を覆す間接事実の相当程度の蓋然性の証明（事実上の推定）で足りると思われまゝ。⑤石油ストーブが火元であることが主張されても、他の原因の可能性を疑わせる事実（ガスファンヒーターで、ガスボンベが破裂して火災が発生[315頁]）を証明すれば推定を阻止できます。⑥ストーブが火元と証明されても、石油ストーブにガソリンを追加したため火力が強すぎて火災になった（316頁）と誤用を疑わせる事実を証明すれば——相当程度の蓋然性でよい——、欠陥の推定を阻止できます。電気毛布からの発火が問題になった事例で、被害者が酩酊して電気コンロに着衣が触れて着火した「可能性を否定することはできない」ことから欠陥が認められませんでした（299頁）。

(2) 事実上の推定よりも要件を緩和した法律上の推定規定

(a) 判例は事実上の推定を活用している

判例の事実上の推定の前提事実は、⑦欠事故時における製品の欠陥の存在については、⑧製品を使用していて損害を被ったこと（損害の製品起因性）、⑨通常使用（または適正な使用）をしていたのに損害を被ったこと、⑩その被害を生じさせる他の原因が考えられないこと（特段の事情）、⑪その他の事情、⑫欠陥の製品引渡時における存在については、⑬相当期間（製品により違う）内に欠陥が認められたこと、⑭その期間内において（⑮は事故時に）、通常使用をしていたこと、⑯引渡後に欠陥を生じさせる特段の事情がないこと（特段の事情）、⑰その他の事情、そして、⑱欠陥による事故であること（因果関係）については、⑲当時その製品を使用していたこと、⑳その被害は、本件製品の欠陥による被害に特徴的なものであること、㉑その被害を生じさせる他の原因が考えられないこと（特段の事情）、㉒その他の事情である

といえます。ほぼ、立法提案における法律上の推定のための要件（前提事実）と変わらないため、立法提案の意義が疑問視されました。

(b) 前提事実を緩和した推定規定について

① 被告の反証に相当程度の蓋然性が必要

事実上の推定が認められる前提事実よりも緩和した前提事実、例えば、「製品取得後、相当期間内において、製品使用中に生命、身体、財産の侵害を受けた」といった簡単な前提事実をもって、欠陥また引渡時の欠陥の存在そして因果関係を推定するのであれば、殆どを被告に反証させることにより、被害者はかなり楽になります。

他方、製造者は欠陥がなかったことの証明は必須ではなく、①相当な使用方法ではなかった（誤用、濫用）、②取得後の管理方法が適切ではなかったため不具合が生じた、③被害者の欠陥とは関係のない行為によって事故が起きた、④事故は製品の欠陥とは別の原因による、これらについて、⑤単なる可能性があるという机上の議論では足りませんが、⑥証明（高度の蓋然性の証明）までは不要であり、⑦「相当程度の蓋然性」を証明すれば足りる。例えば放火それ自体を証明する必要はなく、放火の「相当程度の蓋然性」を証明すればよいのです。

② 推定の要件たる前提事実は揺るがすだけでよい

法律上の推定であっても、推定のための要件である前提事実（欠陥について言うと製品起因性等）は原告に証明責任があるため、その相当程度の蓋然性を揺るがすだけで——反証に相当程度の蓋然性まではいらぬ——事実上の推定を阻止でき、要件が充たされないので法律上の「推定」の効果発生を阻止できます。

以上①②から考えると、要件を緩和した前提事実により法律上の推定を認めたからといって、製造者に反証責任が負わされて過酷だという必要はないと思います。確かに真偽不明とな

る事例が生じることは避けられません。賠償されるべき被害者が救済されないことと、賠償義務のない製造者が賠償義務を負わされることの、どちらが政策的に公平かが判断されるべきです。推定が働くグレーゾーンがやたら広ければ、製造者にとっても経済社会にとっても一大事でしょう。しかし、上記のように製造者側には二段階の相当程度の可能性の証明で抗戦することができ、グレーゾーンは見過ごすことができないほど広いとはいえません。

法律上の推定の提案内容と事実上の推定の内容が等しくなっていることは、法律上の推定の提案が譲歩したというよりは、判例により事実上の推定が被害者保護のために広げられた結果だと考えれば、ネガティブに考える必要はないと思います。

(c) 製造者側の立法への同意は期待できない

それにも拘わらず、製造者側の了解を得るのは難しいと思われます。①まず、事実上の推定が認められる前提事実より緩和した前提事実の明文化は容易な作業ではありません。②推定の働くグレーゾーンが広くはないとしても、賠償義務の要件を充たしていない製造者に責任を認める可能性があるのは納得しないと思われます。③また、製品の使用は製造者の手を離れた被害者側の領域の事情であり、製造者が証明することを要求するのは過酷だと批判されます。日本経済が停滞している現在、更に足かせになるような立法には製造者にとっては抵抗感しかありません。

裁判所による認定に際しては、事実上の推定の活用がされ、救済されない被害者も少なくなりました。確かに時間と労力は大変ですが、模範的な判例に裁判官が倣うならば、被害者保護が期待できます。裁判官の努力の賜物である判例の積み重ねにより、判例状況はかなり改善されました。裁判官また訴訟に関わった弁護士には敬意を表します。このことから、本書は、立法提案はせず、模範答案とでもいうべき判例を整理して、今後、裁判官がこれに従っ

た判決を出すことを求めるにとどめた次第です。

IV おわりに

本書では、欠陥の定義についても、欠陥などの推定規定の導入についても、改正提案をすることは控えました。2017年の民法改正では、学説がどんなに理論的に素晴らしい提案をしても、実務界の承認を得られないと採用されず、学者委員は連戦連敗でした。欠陥は、よほどの定義の変更をしない限り、改正により裁判官の結論が変わることは期待できません。欠陥の法的評価も、欠陥等の証明、事実上の推定の評価も、裁判官による個人差が生じる可能性があります。本書では、改正提案をするのではなく、判例を検討して、模範答案を選び出してリステイメントを作成し、全ての裁判官がこれに従って判決を出してもらえるような提案をしました。製造物責任法も、施行から26年が過ぎ、立法から判例法の時代へと変わりつつあるといえます。

新 PL 研究

The Journal of New Product Liability

第 7 号 2022 年 7 月 29 日

編集 一般社団法人 PL 研究学会 学会誌編集委員会

発行 一般社団法人 PL 対策推進協議会

本 部 〒173-0013 東京都板橋区氷川町47-4
アビタシオンK 1F(TDN内)

事務局 〒982-0823 宮城県仙台市太白区恵和町35-28
電話:050-6865-5180 FAX:022-247-8042

©2022 一般社団法人 PL 研究学会

転記転載に際しては事務局にご連絡し正規の手続きをお願いします。